

新しい違反点数と反則金額の一覧表 平成21年6月1日施行

違反行為の種別	点数	反則金の額			
		普通自動車	大型自動車	中型自動車	原付車
運転殺人等	62				
危険運転致死	62				
運転傷害等(治療期間3日以上または後遺障害)	55				
危険運転致傷(治療期間3日以上または後遺障害)	55				
運転傷害等(治療期間30日以上)	51				
危険運転致傷(治療期間30日以上)	51				
運転傷害等(治療期間15日以上)	48				
危険運転致傷(治療期間15日以上)	48				
運転傷害等(治療期間15日未満または建造物損壊)	45				
危険運転致傷(治療期間15日未満)	45				
酒酔い運転	35				
麻薬等運転	35				
救護義務違反	35				
酒気帯び(0.25以上)運転	25				
過労運転等	25				
共同危険行為等禁止違反	25				
無免許運転	19	23			
酒気帯び(0.25未満)運転	13				
大型自動車等無資格運転	12	19			
仮免許運転違反	12	19			
無車検運行	6	16			
無保険運行	6	16			
高速道路					
50km以上	12	19			
40km以上50km未満	6	16			
35km以上40km未満	3	15	40	35	30
30km以上35km未満	3	15	30	25	20
25km以上30km未満	3	15	25	18	15
20km以上25km未満	2	14	20	15	12
15km以上20km未満	1	14	15	12	9
15km未満	1	14	12	9	7
一般道路					
50km以上	12	19			
30km以上50km未満	6	16			
25km以上30km未満	3	15	25	18	15
20km以上25km未満	2	14	20	15	12
15km以上20km未満	1	14	15	12	9
15km未満	1	14	12	9	7
放置駐車違反					
駐停車禁止場所等	3	25	18	10	10
駐停車禁止場所等	2	21	15	9	9
駐停車禁止場所等	2	14	15	12	7
駐停車禁止場所等	1	14	12	10	6
警察官現場指示違反	2	14			
警察官通行禁止制限違反	2	14			
信号無視					
赤色等	2	14	12	9	7
点滅	2	14	9	7	6
通行禁止違反	2	14	9	7	6
歩行者用道路路行違反	2	14	9	7	6
通行区分違反	2	14	12	9	7
歩行者側方安全間隔不保持等	2	14	9	7	6
急ブレーキ禁止違反	2	14	9	7	6
法定横断等禁止違反	2	14	9	7	6
追越し違反	2	14	12	9	7
路面電車後方不停止	2	14	9	7	6
踏切不停止等	2	14	12	9	7
しゃ断踏切立ち入り	2	14	15	12	9
優先道路通行妨害等	2	14	9	7	6
交差点安全進行義務違反	2	14	12	9	7
横断歩行者等妨害等	2	14	12	9	7
徐行場所違反	2	14	9	7	6
指定場所一時不停止等	2	14	9	7	6
積載物					
10割以上	6	3	16	15	35
5割以上10割未満	3	2	15	14	30
超過	2	1	14	14	30
5割未満	2	1	14	14	30
整備不良					
制動装置等	2	14	12	9	7
尾灯等	1	14	9	7	6
安全運転義務違反	2	14	12	9	7
幼児等通行妨害	2	14	9	7	6
安全地帯徐行違反	2	14	9	7	6

注1 「大型・中型」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバスおよび路面電車をいう。
 注2 「普通」とは、普通自動車をいう。
 注3 「自動車」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス、および普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車、および小型特殊自動車をいう。
 注4 「原付車」とは、原動機付自転車および小型特殊自動車をいう。
 注5 違反をした場合に呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.15mg以上0.25mg未満の酒気を帯びていたときは、「酒気帯び点数(0.25未満)」となる。

違反行為の種別	点数	反則金の額			
		普通自動車	大型自動車	中型自動車	原付車
騒音運転等	2	14	7	6	6
携帯電話使用等(交通の危険)	2	14	12	9	7
消音器不備	2	14	7	6	6
大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14			12
高速自動車国道等措置命令違反	2	14			
本線車道横断等禁止違反	2	14	12	9	7
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14	12	9	7
免許条件違反	2	14	9	7	6
番号標表示義務違反	2	14			
保管場所 道路使用	3				
法違反 長時間駐車	2				
混雑緩和措置命令違反	1	14			
通行許可条件違反	1	14	6	4	4
通行帯違反	1	14	7	6	6
路線バス等優先通行帯違反	1	14	7	6	6
軌道敷内違反	1	14	6	4	4
道路外出入折方法違反	1	14	6	4	4
道路外出入折合図妨害	1	14	7	6	6
指定横断等禁止違反	1	14	7	6	6
車間距離不保持	1	14	7	6	6
進路変更禁止違反	1	14	7	6	6
追い付かれた車両の義務違反	1	14	7	6	6
乗合自動車発進妨害	1	14	7	6	6
罰込み等	1	14	7	6	6
交差点右左折方法違反	1	14	6	4	4
交差点右左折等合図妨害	1	14	7	6	6
指定通行区分違反	1	14	7	6	6
交差点優先妨害	1	14	7	6	6
緊急車妨害等	1	14	7	6	6
交差点等進入禁止違反	1	14	7	6	6
無灯火	1	14	7	6	6
減光等義務違反	1	14	7	6	6
合図不履行	1	14	7	6	6
合図制限違反	1	14	7	6	6
警音器吹鳴義務違反	1	14	7	6	6
警音器使用制限違反	1	14	3	3	3
乗車積載方法違反	1	14	7	6	6
定員外乗車	1	14	7	6	6
積載物大きさ制限超過	1	14	9	7	6
積載方法制限超過	1	14	9	7	6
制限外許可条件違反	1	14	6	4	4
牽引違反	1	14	7	6	6
原付牽引違反	1	14			3
転落等防止措置義務違反	1	14	7	6	6
転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14	7	6	6
安全不確認ドア開放等	1	14	7	6	6
停止措置義務違反	1	14	7	6	6
初心運転者等保護義務違反	1	14	7	6	6
携帯電話使用等(保持)	1	14	7	6	6
座席ベルト装着義務違反	1	14			
幼児用補助装置使用義務違反	1	14			
乗車用ヘルメット着用義務違反	1	14			
初心運転者標識表示義務違反	1	14	4		
高齢運転者標識表示義務違反	1	14	4		
聴覚障害者標識表示義務違反	1	14	4		
最低速度違反	1	14	7	6	6
本線車道通行妨害	1	14	7	6	6
本線車道緊急車妨害	1	14	7	6	6
本線車道出入方法違反	1	14	6	4	4
牽引自動車本線車道通行帯違反	1	14	7	6	6
故障車両表示義務違反	1	14	7	6	6
仮免許練習標識表示義務違反	1	14	7	6	6
泥はね運転			7	6	6
公安委員会遵守事項違反			7	6	6
運行記録計不備			6	4	
免許証不携帯			3	3	3

注6 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等、駐停車禁止場所等)」と「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」の「大型・中型」には重複牽引車を含む。
 注7 「積載物重量制限超過」の点数および酒気帯び点数の欄の左側は大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバスの点数、右側は普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車および小型特殊自動車の点数です。
 注8 「高齢運転者標識表示義務違反」は、当分の間、適用されません。

道路交通法(施行令) 一部改正のあらまし

平成21年6月1日施行



悪質違反の
行政処分の強化

免許取消し後の
欠格期間が大幅に延長



高齢者の
免許更新手続き
等の変更



財団法人 三重県交通安全協会
三重県自動車販売協会・三重県軽自動車協会

悪質・危険な特定違反 の点数が大幅にアップ、 取り消し期間が最長10年に!



特に悪質・危険な違反を
「特定違反行為」と定め、
「一般違反行為」と区分

特定違反行為

- 運転殺人等
- 危険運転致死
- 酒酔い運転
- 救護義務違反
- 運転傷害等
- 危険運転致傷
- 麻薬等運転

1

飲酒運転がらみの違反点数が
6~12点アップ。
行政処分も厳格に!



酒酔い運転

「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態(量に関係なくアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態)で車両等を運転する行為。

改正前 25点 → 改正後 35点 **免許取消し!**

酒気帯び(0.25mg以上)運転

「酒気帯び(0.25mg以上)」とは、呼気10中のアルコール濃度が0.25mg以上。

改正前 13点 → 改正後 25点 **免許取消し!**

酒気帯び(0.25mg未満)運転

「酒気帯び(0.25mg未満)」とは、呼気10中のアルコール濃度が0.15mg以上0.25mg未満。

改正前 6点 → 改正後 13点 **免許停止!**

酒気帯び(0.25mg未満) + 速度超過

酒気帯び(0.25mg未満)で速度違反をした場合。

	改正前	改正後	
酒気帯び (0.25mg未満) +	速度超過		
	50km/h以上	13点 → 19点	免許取消し!
	30km/h以上50km/h未満 (高速自動車国道等では 40km/h以上50km/h未満)	9点 → 16点	
	25km/h以上30km/h未満 (高速自動車国道等では 25km/h以上40km/h未満)	8点 → 15点	
25km/h未満	7点 → 14点 免許停止!		

酒気帯び(0.25mg未満) + 無免許運転

無免許運転であることから免許の「取消し」にはならないが、運転免許試験を受けようとしても一定期間「拒否」される。

改正前 20点 → 改正後 23点 (拒否)

2 ひき逃げ(救護義務違反)の点数は12点アップ!



ひき逃げ(救護義務違反)

改正前 23点 → 改正後 35点 免許取消し!

改正前のひき逃げ(救護義務違反)の点数は事故原因となった基礎点数に事故点数とともに付加される付加点数であったが、改正後は事故原因の点数に累積される基礎点数となった。このため、ひき逃げのみでも独立して処分される。

3 故意に死傷事故等を起こした場合、「運転殺人等」と定め加害程度に応じて違反点数がアップ!

「運転殺人等」とは、自動車の運転で故意に人を死亡させたり、故意に建造物を損壊させて人を死亡させた行為。

「運転傷害等」とは、自動車の運転で故意に人を負傷させたり、故意に建造物を損壊させて人を負傷させた行為。

改正前	改正後		
故意による人の死傷もしくは建造物損壊に係る違反行為をし、事故を起こした場合 45点	運転殺人等	62点	免許取消し!
	運転傷害等 全治3月以上の負傷または後遺障害	55点	
	運転傷害等 全治30日以上3月未満の負傷	51点	
	運転傷害等 全治15日以上30日未満の負傷	48点	
	運転傷害等 全治15日未満の負傷または建造物損壊	45点	

4 「過労運転等」は12点アップ!



過労運転等

「過労運転等」とは、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転する行為。

改正前 13点 → 改正後 25点 免許取消し!

5 「麻薬等運転」は10点アップ!



麻薬等運転

「麻薬等運転」とは、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、薬物及び劇物取締法に定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転する行為。

改正前 25点 → 改正後 35点 免許取消し!

6 危険運転致死傷罪(刑法)にあたる行為で危険運転致死傷の加害程度に応じて点数がアップ!

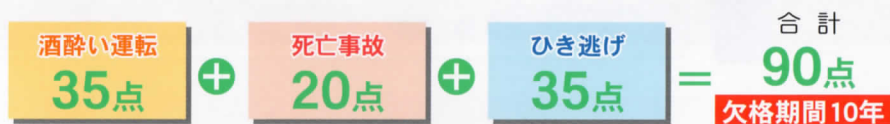
改正前	改正後		
危険運転致死傷罪に当たる行為をした場合 45点	危険運転致死	62点	免許取消し!
	危険運転致傷 全治3月以上の負傷または後遺障害	55点	
	危険運転致傷 全治30日以上3月未満の負傷	51点	
	危険運転致傷 全治15日以上30日未満の負傷	48点	
	危険運転致傷 全治15日未満の負傷	45点	

●「危険運転致死傷」にあたる行為とは、以下の行為です。

- 1 アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車等を走行させ人を死傷させた行為。
- 2 進行を制御することが困難な高速度で自動車等を走行させて人を死傷させたり、進行を制御する技能を有せずに自動車等を走行させて人を死傷させた行為。
- 3 人や車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車等の直前に進入したり、通行中の人や車に著しく接近し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車等を運転して人を死傷させた行為。
- 4 赤信号(警察官の手信号等を含む)をことさら無視し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車等を運転して人を死傷させた行為。

免許取消し後の 欠格期間が最長で10年に!

1 例えば、「酒酔い運転」で過失の大きい「死亡事故」を起こして「逃走(ひき逃げ)」すれば、欠格期間は10年!



酒酔い運転で事故をすれば...

酒酔い運転 35点	+	交通事故		合計	欠格期間		
		死亡事故	20点			55点	10年
		3月以上の負傷事故	13点			48点	5年
		30日以上3月未満の負傷事故	9点			44点	4年
		15日以上30日未満の負傷事故	6点			41点	4年
		15日未満の負傷事故	3点	38点	3年		

2 故意による「道路外の致死傷」の場合の欠格期間も大幅延長

改正前	改正後			
欠格期間 一律5年	被害者負傷	被害者死亡	欠格期間	8年
		全治3月以上または後遺障害		7年
		全治30日以上3月未満		6年
		全治30日未満		5年

- 道路外とは、一般交通の用に供されていない公園・広場・工場内等の場所をいう。
- 危険運転致死傷罪に該当する場合も含まれます。

3 ひき逃げ(救護義務違反)をそののかした者の処分(欠格期間3年)を新たに規定化!



4 酒酔い運転・麻薬等運転をそそのかした者の欠格期間の延長
酒酔い運転・麻薬等運転の違反点数のアップにより、それらをそそのかした者の欠格期間も延長

酒酔い運転と麻薬等運転の違反点のアップに伴い、それをそそのかす行為(重大違反そそのかし等)の欠格期間も延長

欠格期間 2年 → 3年に改正

高齢者の免許更新に 「講習予備検査」を導入!

1 75歳以上の人は、免許更新期間満了前6ヶ月以内に「講習予備検査」を受けなければなりません。



「講習予備検査」の結果が内閣府令に定める基準に該当した人は、過去一定期間、もしくは以後に、判断力や記憶力が低下した場合に行われやすい交通違反(「基準行為」: 下記参照)をしていたときは、専門医による「臨時適性検査」を受けなければなりません。

2 「講習予備検査」で記憶力・判断力が低くなっている方は、専門医の「臨時適性検査」を受けることとなり、「認知症」と判断されたり、臨時適性検査を受けなかった場合は取り消し、又は免許停止処分を受けることがあります。

基準行為

- 信号無視
- 通行区分違反(右側通行等)
- 進路変更禁止違反
- 踏切不停止
- 指定通行区分違反
- 交差点優先車妨害
- 徐行場所違反
- 交差点安全進行義務違反
- 通行禁止違反
- 通行帯違反
- 転回・後退等禁止違反
- しゃ断踏切立入り
- 一時不停止
- 優先道路通行車妨害
- 横断歩行者等妨害等